

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（経済産業省）

制 度 名	住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長				
税 目	贈与税（租税特別措置法第 70 条の 3）				
要 望 の 内 容	<p>住宅取得等資金を 65 歳未満の贈与者から贈与を受けた場合に相続時精算課税制度の適用対象とする特例について、その適用期限（平成 23 年 12 月 31 日）を 2 年間延長する。</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1489 920"> <tr> <td data-bbox="874 831 1222 920">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 831 1489 920">— （▲59,000 百万円の内数）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲59,000 百万円の内数）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲59,000 百万円の内数）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 親世代から子世代への資産移転を促進することを通じて、若年世代を中心とした住宅取得を行う者の資金調達を支援することにより、住宅投資の促進とそれによる経済の活性化、良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅取得に際して必要な自己資金を充実させるためには、親世代の資産を活用することが有効であるが、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっていることから、親世代が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、住宅取得への有効活用を通じて、居住水準の向上や内需拡大等の経済社会の活性化を図ることが必要である。</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済成長</p> <p>○ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「1400 兆円の個人金融資産の活用など住宅投資の拡大に向けた資金循環の形成」、「住宅税制の拡充等による省エネ住宅の普及など質の高い住宅の供給の拡大」として、住宅投資の活性化が位置づけられている。</p> <p>○ 住生活基本計画（平成 18 年 9 月 19 日閣議決定、平成 23 年 3 月 15 日閣議決定（全部変更））では、「国民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じ、…、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指す」ことが位置づけられている。</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>住生活基本計画（平成 18 年 9 月 19 日閣議決定、平成 23 年 3 月 15 日閣議決定（全部変更））において、以下のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低居住面積水準未満率 4.3%（平成 20 年）→早期に解消</li> <li>・ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 40%（平成 20 年）→50%（平成 27 年） 大都市圏 : 35%（平成 20 年）→50%（平成 32 年）</li> </ul>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>相続時精算課税制度の延長 : 平成 25 年 12 月 31 日まで</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>目標達成に向けた施策を講じ、今後フォローアップを行っていく。</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	56,800人 (平成22年における住宅取得等資金の非課税措置の適用者(71,000人)の8割が適用すると見込む) ※ 国税庁『平成22年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について』より
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例は、親世代の資金の活用を促し、住宅の取得を行おうとする若年世代の資金調達を容易にする効果を有するものであり、住宅投資の促進とそれによるわが国経済の活性化、住宅ストックの質の向上及び国民の居住水準の向上の手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	若年世代への資産移転が進みにくい状況となっていることから、親世代が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、住宅取得を促進するためには、相続時精算課税制度の年齢要件緩和が妥当な手段である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○ 相続時精算課税制度利用者及び当該者における住宅取得資金の平均贈与額(国税庁『国税庁統計年報書』)  平成20年：27,306人 1,160万円 平成21年：21,029人 1,119万円	

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>子育て世代において、無理のない負担で安心して住宅取得を選択できる住宅市場の実現に有効な措置である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国：42% (H15) → 50% (H22) 大都市圏：37% (H15) → 50% (H27)</li> <li>・ 最低居住面積水準未満率 早期に解消</li> <li>・ リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 2.4% (H11～15 平均) → 5% (H27)</li> </ul>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 42% (平成 15 年) → 40.4% (平成 20 年)</li> <li>・ 最低居住面積水準未満率 4.6% (平成 15 年) → 4.3% (平成 20 年)</li> <li>・ リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 2.4% (H11～15 平均) → 3.5% (H16～20 平均)</li> </ul> <p>厳しい経済情勢を反映した購買力、住居費負担力の低下等により達成率は低下したと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 15 年度 創設 平成 18 年度 延長 平成 20 年度 延長 平成 22 年度 延長 (1000 万円上乗せ特例は廃止)</p>